

公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱

昭和 51 年 5 月 4 日

改正 昭和 54 年 4 月 1 日

昭和 57 年 8 月 1 日

廃止 平成 5 年 7 月 30 日

(趣 旨)

- 第 1 条 この要綱は、大規模な開発行為に係る環境影響評価に実施に関し必要な事項を定める。
- 第 2 条 この要綱において「環境影響評価」とは、開発行為が環境に及ぼす影響の程度、範囲及び防止策並びに当該開発行為に係る開発計画の代替案の比較検討による公害の防止及び自然環境の保全に関する事前評価をいう。

(実施主体)

- 第 3 条 環境影響評価は、開発行為をしようとする者が行うものとする。

(対象の範囲)

- 第 4 条 環境影響評価を実施する開発行為の範囲は、別表に掲げるとおりとする。

(基本項目)

- 第 5 条 環境影響評価は、大気、水、土、生物等に関し、次に掲げる項目について実施するものとする。
- (1)環境の現況
 - (2)環境影響の予測
 - (3)総合評価

(保健環境部長への協議)

- 第 6 条 第 4 条に規定する開発行為を所掌する部局長（以下「関係部局長」という。）は、当該開発行為の事業の実施又は許認可の申請若しくは届出の受理にあつては、当該開発行為に係る環境影響評価について保健環境部長に協議するものとする。

(書面の提出)

- 第 7 条 前条の協議にあつては、関係部局長は次に掲げる書面を保健環境部長に提出しなければならない。
- (1)事業計画
 - (2)環境影響評価調書

(審査)

第 8 条 保健環境部長は、関係部局長から環境影響評価の協議を受けたときは遅滞なく、内容を審査し、その結果を関係部局長に通知するものとする。

(審査基準)

第 9 条 保健環境部長は、次に掲げる事項を勘案して、審査するものとする。

- (1)環境基準を維持し得ること。
- (2)自然環境を適正に保持し得ること。
- (3)宮城県環境管理計画（昭和 56 年 1 月 20 日制定）に適合し、かつ、県又は市町村が策定した環境保全に関する計画に反しないこと。
- (4)前各号に掲げる事項のほか、県民の健康を保護し、かつ、生活環境を保全し得ること。

(再評価)

第 10 条 関係部局長は、環境影響評価の実施後、当該事業計画の変更又は事業の伸展に応じ、環境保全上悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは再評価を実施し、又は再評価の実施を指導するものとする。この場合において、関係部局長は当該再評価について保健環境部長に協議するものとする。

(事情聴取等)

第 11 条 保健環境部長は、審査のために必要があると認めるときは、関係部局長に対し当該環境影響評価に関する報告若しくは説明を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のための事務処理手続きその他必要な事項は、保健環境部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 51 年 5 月 4 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後の際、第 4 条に規定する開発行為で現に着手しているもの又は関係法令等に基づく許認可又は届出の手続が完了しているもののうち、関係部局長が環境保全上悪影響を及ぼすおそれがあると認める開発行為については、当該開発行為の係る環境影響評価について保健環境部長に協議するものとする。

別 表（第 4 条関係）

番号	事業名	適用規模
1	工業団地開発事業	用途地域については 50ha 以上、その他の地域については 20ha 以上の面的な広がりをもつ開発事業
2	宅地造成事業	用途地域については 50ha 以上、その他の地域については 20ha 以上の面的な広がりをもつ開発事業
3	港湾改修事業	総事業費 50 億円以上の改修事業
4	漁港改修事業	総事業費 50 億円以上の改修事業
5	レクリエーション施設開発事業	20ha 以上の面的な広がりをもつ開発事業
6	道路建設事業	第一種又は第二種住居専用地域内を通ず通過交通のある道路であって、4 車線以上かつ延長 2km 以上の建設事業 2 車線以上であって自然公園等（国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域）の地域内を通ず建設事業 自然公園等の地域内を通ず広域基幹林道建設事業
7	水資源開発事業	全事業
8	河川開発事業	小規模河川改修事業以上の改修事業
9	公有水面埋立事業	20ha 以上の面的な広がりをもつ開発事業
10	廃棄物処理施設等建設事業	10ha 以上の面的な広がりをもつ開発事業
11	下水道終末処理場建設事業	20ha 以上の面的な広がりをもつ開発事業
12	畜産開発事業	20ha 以上の面的な広がりをもつ開発事業（家畜収容施設を含む）
13	その他保健環境部長が必要と認めた事業	保健環境部長が認めた規模以上のもの